

### 堆肥散布による悪臭などの発生防止にご協力を

これから夏場にかけて、農地への堆肥散布の時期を迎えます。

堆肥を散布したとき、近隣の住宅や観光施設などから、悪臭やハエなどに関する苦情を招くことがあります。平成27年は、悪臭苦情が約20件寄せられました。

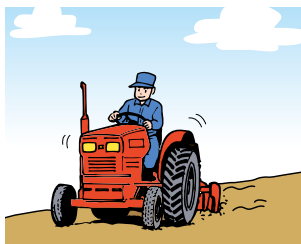
堆肥を使用する際には次の点に注意し、生活環境の保全と水質汚濁などの防止にご協力ください。

#### ◆完熟堆肥の使用

十分発酵させ悪臭を伴わない完熟堆肥を使用しましょう。

#### ◆散布後、直ちに鋤き込む

散布後、雨天により鋤き込みできないことのないよう、天候に注意しましょう。



#### ◆生活環境に配慮を

特に住居や観光施設に近い農地に散布する場合は、生活環境に十分配慮し、悪臭はもちろんのこと、ハエなどの害虫、粉じんや汚水が発生しないようにしましょう。

#### ◆過剰な堆肥散布をしない

地下水汚染の原因にもなる過剰な堆肥散布はやめましょう。

#### ▼農政課

☎23局3517 FAX 22局3817

#### ▼環境政策課

☎23局3541 FAX 23局0180

### 「コミュニティバス」定期券の種類が増えます。

昨年10月、再編運行の開始に伴い「定期券・回数券」を導入し、今回、バス利用の利便性を向上するため、定期券の種類を増やし、1

カ月〜6カ月の複数月の定期券を購入することができるようになりました。

詳しくは、田原市ホームページをご覧ください。

▼適用日 4月1日（金）〜

▼販売開始 3月15日（火）〜

▼販売金額 ①【路線単独定期券】3000円

（1カ月分）②【路線共通定期券】5000円

（1カ月分）③【路線共通定期券】5000円

（1カ月分）④3万円（6カ月分）

▼販売場所 経営企画課・赤羽根市



#### 第十回特別弔慰金の支給

戦没者などの死亡当時の遺族で、平成27年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受け取る方（戦没者の妻や父母など）がい

民センター・渥美支所地域課（市役所執務時間中）／運行車両の車内／運行事業者の事務所 ▼対象路線 田原市コミュニティバス路線※八王子線を除く

#### ◆支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

#### ◆申請手続

平成30年4月2日までに地域福祉課へ申請してください。

▼厚生労働省「特別弔慰金」ホームページ

☎http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000078440.html

▼地域福祉課 ☎23局3512

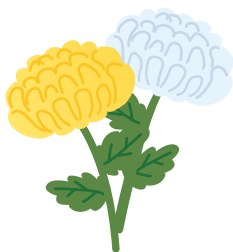
#### ◆支給順位

①平成27年4月1日までに戦傷病者の受給権を取得した方

②戦没者などの子

③戦没者などの父母・孫・祖父母・

順番によるご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。



#### ◆お詫びと訂正

広報たはら平成28年2月15日号10頁「表彰」に誤りがありました。河合博一さんに授与されたのは、農林水産大臣表彰でした。お詫びして訂正いたします。

#### 兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入り替わります。

④上記①から③以外の戦没者などの三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます。